

「情報公開文書」

受付番号：2022-4-109

課題名：出生コホート連携に基づく胎児期から乳幼児期の環境と母児の予後との関連に関する研究（ゲノム解析研究）

研究責任者：東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 教授 栗山 進一

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査にお母さんとして参加している方々

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2022年12月(研究実施許可日)～2024年3月

【研究目的】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構成育疾患克服等総合研究事業「出生コホート連携に基づく胎児期から乳幼児期の環境と母児の予後との関連に関する研究」（研究代表者_東北大学 栗山進一 教授）で見出された喫煙と妊娠高血圧症候群（HDP）との関連について、遺伝的要因が関係するか調べます。これまで、海外では喫煙がHDPのリスクではない可能性が報告されていましたが、日本の妊婦さんでは、喫煙とHDPとの間に関連が認められ、民族によって違いがあると推測されます。本研究で日本人独自の喫煙のリスクについて遺伝的要因を明らかにすることができれば、HDPの予防に役立てられると考えます。

【研究方法】

東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査について、既に収集済みの情報を用いて解析します。ゲノム情報については、インピュテーション済みの情報を用います。ゲノム解析により、喫煙とHDPとの関連について遺伝的要因を検討します。また、東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査でのデータと他機関でのデータの統合解析を予定しています。統合解析については、改めて倫理審査を受けます。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

<東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査で用いる情報>

基本情報（年齢・性別）、続柄情報、調査票情報、母子健康手帳情報、血液検査情報、生理機能検査情報、カルテ情報、インピュテーション済みのゲノム情報

4. 外部への試料・情報の提供

三世代コホート調査のデータは、東北メディカル・メガバンク機構の定めるセキュリティポリシーにより管理されます。遺伝情報を含む個人を特定する可能性のあるデータは東北メディカル・メガバンク機構のスーパーコンピュータ内で管理されます。統合解析の方法が決まった際には、改めて倫理申請を行い、審査を受けます。

また、本研究は、日本医療研究開発機構「出生コホート連携に基づく胎児期から乳幼児期の環境と母児の予後との関連に関する研究」として実施している研究内容の一部です。北海道大学、浜松医科大学、千葉大学、東北医科薬科大学、国立成育医療研究センター、中央大学、岩手医科大学、愛媛大学と共に研究しております。本研究の結果については、研究に参画している研究者にも共有いたします。

5. 関係研究組織

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 栗山 進一

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、東北大学の東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方につきましても、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート担当
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1
TEL : 022-717-8104 FAX 022-717-8106

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合